

議案第 66 号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

多可町国民健康保険税条例（平成17年多可町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第80号」の右に「。以下「高齢者医療確保法」という。」を加える。

第3条第1項中「6.10」を「6.28」に改める。

第4条中「7.00」を「3.50」に改める。

第5条中「23,700」を「24,600」に改める。

第6条中「2.00」を「2.05」に改める。

第7条中「2.50」を「1.25」に改める。

第8条中「2.00」を「2.05」に改める。

第9条中「2.50」を「1.25」に改める。

第23条第1号ア中「16,590」を「17,220」に改め、同条第2号ア中「11,850」を「12,300」に改め、同条第3号ア中「4,740」を「4,920」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 多可町国民健康保険税条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.10</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p><b>第2条</b> 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。<u>以下「高齢者医療確保法」という。</u>）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p><b>第3条</b> 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.28</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p>

現 行	改 正
<p><b>第4条</b> 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p><b>第4条</b> 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>3.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p><b>第5条</b> 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,700</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p><b>第5条</b> 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,600</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p><b>第6条</b> 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>	<p><b>第6条</b> 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>
<p><b>第7条</b> 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p><b>第7条</b> 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>1.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p><b>第8条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p>	<p><b>第8条</b> 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p>
<p><b>第9条</b> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p><b>第9条</b> 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の<u>1.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p><b>第23条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険</p>	<p><b>第23条</b> 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険</p>

現 行	改 正
<p>税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>16,590円</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,850円</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>17,220円</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,300円</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p>

現 行	改 正
<p data-bbox="174 231 766 263">被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p data-bbox="280 292 542 323">1人について <u>4,740</u>円</p> <p data-bbox="129 352 286 384">イ～カ（略）</p> <p data-bbox="152 451 228 483">附 則</p>	<p data-bbox="1236 231 1827 263">被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p data-bbox="1341 292 1603 323">1人について <u>4,920</u>円</p> <p data-bbox="1184 352 1341 384">イ～カ（略）</p> <p data-bbox="1207 451 1283 483">附 則</p>